○法務省令第四十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（更生保護施設の宿泊費） 第四条　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。 一　一級地　八六九円 二　二級地　八六八円 三　三級地　八五五円 2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の	（更生保護施設の宿泊費） 第四条　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。 一　一級地　七五八円 二　二級地　七二二円 三　三級地　六八三円 2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の

区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区
二一八円	一二四円	六八円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、三一五円	二、二〇二円	二、〇八八円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区

区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

地区別 / 級地別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、〇四八円	一、九四五円	一、八四二円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

地区別	一区	二区	三区

二一八円	一二四円	六八円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

級地別		
一級地	二二五円	
二級地	二〇五円	
三級地	一八四円	

一級地	一〇五円	
二級地	九五円	
三級地	八五円	

一級地	六二円	
二級地	五七円	
三級地	四九円	

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区	八王子市	豊田市	さいたま市	小田原市
の存する地	町田市　国		千葉市	堺市
域	立市　横		名古屋市	
	市　川崎市			
	大阪市			

東京都の区	町田市　横	国立市　八	さいたま市	小田原市
の存する地	浜市　川崎	王子市　豊	千葉市	堺市　神戸
域	市　大阪市	田市	名古屋市	市

	五、五二一円
	五、三九六円
	五、三三四円
	五、三〇三円
	五、二七二円

泉佐野市

神戸市

仙台市　静岡市　岡崎市　豊橋市　大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市

札幌市　ひたちなか市　宇都宮市　栃木市　前橋市　甲府市　長野市　松本市

新潟市　福井市　徳島市　長崎市

	五、四四六円
	五、三二一円
	五、二九〇円
	五、二五九円
	五、一六六円

泉佐野市

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市

仙台市　静岡市　岡崎市

豊橋市

ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市

富山市 金沢市　岐 阜市　津市 姫路市 和歌山市 岡山市　呉 市　福岡県 糟屋郡須恵 町　飯塚市 北九州市 田川市	五、二四一 円
	五、二〇九 円
	五、一四七 円
	五、〇二三 円
	四、九二九 円

上記以外の 市町村	

札幌市　栃 木市　前橋 市　長野市 松本市 富山市　金 沢市　岐阜 市　津市 姫路市 和歌山市 岡山市　呉 市　福岡県 糟屋郡須恵 町　飯塚市 北九州市 田川市	五、一三五 円
	五、一〇三 円
	五、〇四一 円
	五、〇一〇 円
	四、九七九 円

新潟市　福 井市　呉市 徳島市 福岡県糟屋 郡須恵町	
上記以外の 市町村	

四、八九八円	

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

四、九一七円	沢市　姫路市　岡山市　北九州市　市
四、八八五円	飯塚市　田川市　長崎市　市
四、八二三円	

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市	
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	四二円	

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域					
八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市		

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市	
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	八五円	

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域					
八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市		

	六、四三九円
	六、二八五円
	六、二〇八円
	六、一七〇円
	六、一三二円

泉佐野市
神戸市
仙台市　静
岡市　岡崎
市　豊橋市
大津市
京都市　奈
良市　広島
市　福岡市
札幌市　ひ
たちなか市
宇都宮市
前橋市　甲
府市　長野
市　松本市
新潟市　福
井市　徳島
市　長崎市

	六、三六三円
	六、二〇九円
	六、一七一円
	六、一三三円
	六、〇一七円

泉佐野市
大津市　京
都市　奈良
市　広島市
福岡市
仙台市　静
岡市　岡崎
市
豊橋市
ひたちなか
市　宇都宮
市　甲府市
岐阜市
津市　和歌
山市

富山市 金沢市　岐 阜市　津市 姫路市 和歌山市 岡山市　呉 市　福岡県 糟屋郡須恵 町　飯塚市 北九州市 田川市	六、〇九三円
	六、〇五五円
	五、九七八円
	五、八二四円
	五、七〇九円

上記以外の 市町村	

札幌市　栃 木市　前橋 市　長野市 松本市 富山市　金 沢市　岐阜 市　津市	五、九七九円
新潟市　福 井市　呉市 徳島市 福岡県糟屋 郡須恵町	五、九四一円
上記以外の 市町村	五、八六四円
	五、八二六円
	五、七八七円

	五、六七一円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

沢市　姫路市　岡山市　北九州市　市	五、七一〇円
飯塚市　田川市　長崎市　市	五、六七二円
	五、五九五円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市	秋田市　長野市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	五三円

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和八年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十万九千七百四十七円を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市	秋田市　長野市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	一〇六円

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市

大阪市	六六七、五三四円	泉佐野市
	六四六、三五〇円	神戸市
	六三五、七五九円	仙台市　静岡市　岡崎
	六三〇、四六三円	札幌市　ひたちなか市
	六二五、一六七円	新潟市　福井市　徳島

	六六七、二八九円	泉佐野市
	六四六、一〇〇円	大津市　京都市　奈良
	六四〇、八〇三円	仙台市　静岡市　岡崎
	六三五、五〇六円	ひたちなか市　宇都宮
	六一九、六一四円	札幌市　栃木市　前橋

六一九、八	七一円	
六一四、五	七五円	
六〇三、九	八三円	市　豊橋市 大津市 京都市　奈 良市　広島 市　福岡市
五八二、八	〇〇円	宇都宮市 栃木市 前橋市　甲 府市　長野 市　松本市 富山市 金沢市　岐 阜市　津市 姫路市 和歌山市 岡山市　呉 市　福岡県 糟屋郡須恵 町　飯塚市 北九州市 田川市
五六六、九	一二円	市　長崎市

六一四、三	一七円	
六〇九、〇	二〇円	市　広島市 福岡市
五九八、四	二五円	市
五八七、八	三一円	市　甲府市 岐阜市 津市　和歌 山市
五七七、二	三六円	市　長野市 松本市 富山市　金 沢市　姫路 市　岡山市 北九州市

五六一、六	上記以外の市町村

五七一、九	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五六一、三	上記以外の市町村

一六円

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市　網走市	札幌市　釧路市　函館市	青森市　盛岡市　山形市　野市　松本市	秋田市　長市
三四、二五	三〇、二九	二九、二四	二三、〇六	七、六八九
二円	二円	三円	八円	円

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千四百六十九円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百九十円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

第七条の二　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一

三九円　四五円

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市　網走市	札幌市　釧路市　函館市	青森市　盛岡市　山形市　野市　松本市	秋田市　長市
三四、二六	三〇、二九	二九、二五	二三、〇七	一五、三八
一円	九円	〇円	四円	三円

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百十三円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

第七条の二　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一

日につき八千四百六十九円を支弁する。	日につき八千六円を支弁する。
3　［略］	3　［同上］
（食事給与費）	（食事給与費）
第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百七十一円とする。	第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百六十一円とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和八年四月一日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。